

JA長崎せいひ

令和5年度 組合員限定 特別金利定期貯金キャンペーン

< キャンペーン期間:2023年12月1日(金)~2024年3月29日(金) >



© よりぞう

期間中、新たに定期貯金を30万円以上(期間36ヶ月)お預入れいただいた
当組合組合員の方に特別金利でお預かりします!

適用金利

年 0.2 %



© よりぞう

預入期間 3年

(税引後年0.159%)

ご利用資格

当組合の組合員個人

※新規出資500円にて准組合員資格を取得できます。

お預入条件

新たなご資金30万円以上のお取り扱いとなります。



© よりぞう

※お取扱いは個人の方のみとさせていただきます。
※キャンペーン金利の適用は初回満期日までとし、自動継続の場合は継続日におけるスーパー定期貯金(単利型)の店頭金利を適用いたします。
※期限前解約をされる場合は、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。

詳しくは、お近くの支店窓口までお問合せください。

※お利息に20.315%(国税15.315%・地方税5%)の分離課税が適用されます。
※本商品は、金利情勢等の変化により、期間中であっても金利を変更または取扱いを中止する場合があります。
※店頭に商品概要説明書をご用意しています。
※金利は2023年12月1日現在



JA長崎せいひ 本店 〒850-0032 長崎市興善町6番7号 TEL 095-825-5609

金融共済部	TEL 095-825-5609	西彼支店	TEL 0959-27-0002	喜々津支店	TEL 0957-43-1123	西浦上支店	TEL 095-848-3001
茂木支店	TEL 095-836-0500	西海支店	TEL 0959-32-1211	琴海支店	TEL 095-885-2211	長崎中央支店	TEL 095-828-0111
三和支店	TEL 095-892-0008	大瀬戸支店	TEL 0959-22-0030	時津支店	TEL 095-882-2011		
三重支店	TEL 095-850-2131	長与支店	TEL 095-883-2111	東長崎支店	TEL 095-839-1115		

※取扱期間であっても、募集総額に達した場合には、お取り扱いを終了させていただきます。

(2023年12月1日現在)

商品概要説明

商品名	・スーパー定期貯金(R5組合員限定特別金利定期貯金)＜単利型＞
ご利用いただける方	・「対象商品(定期貯金)」を期間中に新たに30万円以上預入いただく個人(組合員) ・当組合組合員の方もしくは新規加入の方(1口500円以上)
期間	・36カ月の定型方式
募集総額	40億円 ※取扱期間であっても、募集総額に達した場合には、お取り扱いを終了させていただきます。 なお、お取り扱い終了のご案内は当組合ホームページに掲載いたします。
預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・30万円以上5,000万円以内 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税 金	・年0.20%(税引後0.159) ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお自動継続の場合には、自動継続時の当JA取扱い「スーパー定期貯金＜単利型＞」の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ・中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て)により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税 ※2037年12月31日までの適用となります。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.375%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 ・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間利払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額(支払済の利息合計額)と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JAの支店または本店金融共済部(電話:095-825-5609)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 ○福岡県弁護士会紛争解決センター 天神センター(電話:092-741-3208) 北九州センター(電話:093-561-0360) 久留米センター(電話:0942-30-0144)
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書換継続日における普通貯金利率により計算します。 ・当該商品お取り扱い期間は令和5年12月1日から令和6年3月29日までといたします。

詳しくは窓口にお問合せください。

J A 長崎せいひ